

1 申請に関すること

No	項目	質問	回答
1	申請要件	企業等の代表者が複数いる場合、そのうち一人が別企業の代表として本奨励金を申請したことがあっても、申請できるのか。	申請できません。 例えば、A社の代表者が a 氏と b 氏で、b 氏が B 社の代表でもある場合、A 社が本奨励金に申請できるのは、B 社が本奨励金を申請したことがない場合に限りです。
2	申請要件	A 社と B 社の代表に就いている者が、それぞれの企業で申請できるのか。	申請できません。 質問のケースでは、A 社か B 社かどちらかを選択し、申請してください。
3	申請要件	企業等の代表者が複数おり、そのうち一人が別企業の代表でもある場合、それぞれの企業で申請できるのか。	申請できません。 例えば、A社の代表者が a 氏と b 氏で、b 氏が B 社の代表でもある場合、A 社の代表者を a 氏、B 社の代表者を b 氏として申請することはできません。
4	申請要件	常時雇用する労働者に役員は含まれるか。	役員は労働者に含めません。ただし、例外としてハローワークで「兼務役員」として認められている場合は労働者とみなされますので、兼務役員であることを証明する書類（兼務役員実態証明書等）の写しを提出してください。
5	申請要件	社内相談員は雇用保険被保険者でなければならないのか。	雇用保険被保険者（休業中を含まない。）であり、かつ、雇用保険の被保険者期間が継続して 6 か月以上でなければなりません。これ以外にも要件がありますので、募集要項別表 1 の項番 2 をご確認ください。
6	申請要件	社内相談員は、原則男女各 1 人以上任命とあるが、従業員が全て女性（男性）の企業の場合はどうしたらいいか。	原則、要件を満たす男女各 1 名以上の社内相談員を任命することとしています。 例外として、従業員が全員女性（男性）の場合、女性（男性）相談員を 2 人以上任命することを認めています。
7	申請方法	J グランツで電子申請したいが、どのようにしたらよいか。	J グランツを利用するには、法人共通認証基盤「GビズID」のアカウント（g B i z I D プライム）の取得が必要です。デジタル庁の G ビズ I D 運用センターによる審査があり、アカウントの取得に時間がかかるため、早めの I D 取得をお勧めします。詳細は J グランツ (https://www.jgrants-portal.go.jp/) の「事業者クイックマニュアル」及び募集要項〈電子申請用〉をご確認ください。